

第 50 号議案

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 2 年 1 月 21 日

滋賀県教育委員会

---

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

## 滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

社会情勢の変化等を踏まえ、県立高等学校の在り方について広く検討を行う場として、滋賀県立高等学校在り方検討委員会を新たに設置するため、滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 滋賀県立高等学校在り方検討委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。

議第 号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和2年 月 日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第2項の表滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会の項の次に次のように加える。

滋賀県立高等学校在り方検討委員会	教育委員会の諮問に応じて県立高等学校の在り方に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保護者である者 (3) 教育機関の職員 (4) その他教育委員会が適当と認める者	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間
------------------	---	-------	---	-----------------------

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

滋賀県附属機関設置条例新旧対照表

旧					新					
本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 省略 2 教育委員会の附属機関					本則および付則 省略 別表（第2条関係） 1 省略 2 教育委員会の附属機関					
名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	名称	担任する事務	委員の数	委員の構成	委員の任期	
省略					省略					
滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会	省略				滋賀県指導不適切教諭等認定審査委員会	省略				
(新設)					滋賀県立高等学校在り方検討委員会	教育委員会の諮問に応じて県立高等学校の在り方に関する事項について調査審議すること。	20人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 保護者である者 (3) 教育機関の職員 (4) その他教育委員会が適当と認	当該諮問に係る調査審議が終了するまでの期間	

						<u>める者</u>			
滋賀県特別 支援教育支 援委員会	省略	滋賀県特別 支援教育支 援委員会	省略						
3 省略		3 省略							